

## 検察は不当な起訴を取り下げよ

岡山地方検察庁  
検事正 畑野 隆二 殿

襦屋裁判で、広島高裁岡山支部は1月12日、1審・有罪判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻す判決を言い渡しました。これをうけて、岡山地裁で審理にむけた裁判所、検察官、弁護団三者による三者協議がおこなわれています。次の点から、検察の起訴(公訴)は不当です。

### ①高裁判決で断罪された検察の立証

検察は、I建設の脱税をほう助したとして、襦屋町子さんを法人税法違反ほう助で起訴しましたが、脱税本犯のI建設の脱税を立証する証拠として、検察は国税査察官報告書を提出し、岡山地裁はこれを、「鑑定書」として証拠採用し、襦屋さんを有罪としました。

しかし広島高裁岡山支部は、査察官報告書を「鑑定書」として採用したことは違法だと断じ、地裁判決を破棄し新たな脱税の立証を検察に促して、岡山地裁に差し戻しました。このような違法なものを証拠として、有罪にするような検察の姿勢は許されません。

### ②立証計画も立てられない検察一起訴がいかにもいい加減なものかはっきり

高裁判決からすれば、5月8日の三者協議で、検察は、差し戻し審で、脱税に関しどのように主張を整理し立証を予定するのか、裁判所及び弁護団に示すことが求められていました。ところが検察は差し戻し審の審理について、何の準備もできずにいました。

1月の高裁判決以来、検察は4か月間、何をしていたのでしょうか。この検察の態度は、いかに起訴そのものがいい加減なものであったかをあらわすものです。

### ③襦屋さんへの人権侵害は4年、迅速な裁判からも許されない

襦屋町子さんは一貫して無実を主張しています。それにもかかわらず、428日間も身柄を拘束し、検察のずさんな起訴、立証活動によって、裁判は長期化し、起訴からすでに4年、襦屋さんは「被告人」という立場に置かれ続けています。このような人権侵害は一刻も早く救済されなくてはなりません。

以上から、

**検察が、ただちに起訴(公訴)を取り下げるよう強く求めます。**

団体名

---

住所

---